

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当るときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保安施設地区予定にする旨の通知

林業種苗法による生産事業者の登録

告 示

鳥取県告示第二百十八号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱八号に至る線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

気高郡鹿野町大字河内字亀ヶ尻三三四七の一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二 (一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱八号に至る線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鳥取市中砂見字高津一九六

字八ヶ尻五三の一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

三 (一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱四号に至る線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鳥取市中砂見字高津一九八

字轟一〇〇一

<p>(一) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(二) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。</p> <p>(三) 指定有効期間 七年</p> <p>(四) 保安施設地区予定地の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱八号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>気高郡鹿野町大字河内字東駄床二九二〇の三</p> <p>〃</p> <p>字飛田岸屋敷一三三三</p> <p>指定の目的</p>	<p>(一) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(二) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。</p> <p>(三) 指定有効期間 七年</p> <p>(四) 保安施設地区予定地の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱七号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>気高郡鹿野町大字河内字東駄床二九〇九の二</p> <p>〃</p> <p>字西駄床二九四三</p> <p>指定の目的</p>
<p>(一) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(二) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。</p> <p>(三) 指定有効期間 七年</p> <p>(四) 保安施設地区予定地の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱六号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>八頭郡船岡町大字福井字谷日五四五</p> <p>〃</p> <p>字土土居五七四</p> <p>指定の目的</p>	<p>(一) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(二) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。</p> <p>(三) 指定有効期間 七年</p> <p>(四) 保安施設地区予定地の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱七号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>気高郡鹿野町大字河内字東駄床二九〇九の二</p> <p>〃</p> <p>字西駄床二九四三</p> <p>指定の目的</p>

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

八(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱六号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡佐治村大字尾際字上ノ段四三一

〃 〃 四三一の一

〃 〃 四二一の次三

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱四号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡佐治村大字余戸字山引尾一〇三三の一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

十(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱十号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡佐治村大字大井字岩井谷五四九

〃 〃 五五二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十一(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱九号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡智頭町大字市ノ瀬字野の谷二八六四

〃 〃 二八六五

字ヲカ谷二八八二

〃 指定の目的

(一) 土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十二(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱八号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡関金町大字小泉字下の谷四三一

〃 〃 四三二

〃 〃 字向山五三四の一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十三(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱八号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡関金町大字福原字碩滝三一〇の七

〃 〃 字桑ノ前四二六

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十四(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱八号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡三朝町大字大谷字高山三三の一四

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十五(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱十二号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

東伯郡三朝町大字東小鹿字河原平四七五

四七九

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

十六(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱六号に至る線に囲まれた区域(次の図

に示すとおりとする。)

東伯郡関金町大字堀字奥中谷一六四

〃 一六五

〃 一六六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十七(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱九号に至る線に囲まれた区域(次の図

に示すとおりとする。)

東伯郡赤碓町大字大父字長楽寺九四三の一

〃 大字高岡字鍋坂六三〇の二

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

十八(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱五号に至る線に囲まれた区域(次の図

に示すとおりとする。)

西伯郡中山町大字松河原字芋ヶ谷一六〇八の二

〃 字焼平一六五一

〃 大山町大字豊房字西牛飼尾二〇五三の九

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

十九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一八号から標柱二十四号までを順

次結んだ線及び標柱一八号から標柱二十四号に至る線に囲まれた

区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡大山町大字豊房字向林の二 二二二五の一

〃 二二二五の三

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二十 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結

んだ線及び標柱一号から標柱十一号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡大山町大字豊房字向林の二 二二二四

〃 二二二五の一

〃 二二二五の三

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二十一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱十一号から標柱十七号までを順次

結んだ線及び標柱十一号から標柱十七号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡大山町大字豊房字向林の二 二二二八

〃 二二二九

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二十二 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱二十五号から標柱三十号までを順

次結んだ線及び標柱二十五号から標柱三十号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡大山町大字豊房字向林の二 一九四六

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二十三 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱三十一号から標柱三十六号までを

順次結んだ線及び標柱三十一号から標柱三十六号に至る線に囲ま

れた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡大山町大字豊房字東屋敷一三九〇

〃 一三九一

〃 一三九二

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二十四(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱五号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

西伯郡西伯町大字東上字サイノ木田一二三〇の一

(一) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二十五(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱六号に至る線に囲まれた区域(次の図

に示すとおりとする。)

日野郡日野町大字高尾字倉谷屋敷五五三

〃 五五五

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二十六(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱六号に至る線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

日野郡日野町大字小原字瀧谷六一四の一

〃 字舟谷六一九

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(四) 指定有効期間

七年

二十七(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱六号に至る線に囲まれた区域(次の図

に示すとおりとする。)

日野郡日野町大字安原字平林二五五

〃 字宮の下三一六の内第二

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二十八(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱五号に至る線に囲まれた区域(次の図

に示すとおりとする。)

日野郡溝口町大字金屋谷字宝殿原一 六の一

〃 字榊水原高原七八八の一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

二十九(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ん

だ線及び標柱一号から標柱五号に至る線に囲まれた区域(次の図に

示すとおりとする。)

日野郡溝口町大字字代字川平山一三八の五

〃 一三八の六

(一) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(二) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(三) 指定有効期間

七年

三十(一) 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次結

んだ線及び標柱一号から標柱十五号に至る線に囲まれた区域(次

の図に示すとおりとする。)

日野郡溝口町大字福兼字末鎌粕米六七〇

〃 六七二

〃 六七三

〃 六七五

〃 六七六

〃 六七七

〃 六七八

〃 六七九

〃 六八〇

字末鎌井手ノ下六八二

〃 六八三

村役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二百十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関係市町

登録番号

生産事業者の
氏名又は名称

生産事業者の住所

生産 事業 の 内容

事業所の名称

事業所の所在地

一	山 本 晃	倉吉市福光	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	山 本 晃 苗 畑	倉吉市福光
二	松 井 輝 男	東伯郡大栄町妻波		松 井 輝 男	東伯郡大栄町妻波
三	森 下 博	東伯町中尾		森 下 博	東伯町中尾
四	村 岡 幸 一	大栄町上種		村 岡 幸 一	大栄町上種
五	池 谷 房 男	関金町山口		池 谷 房 男	関金町山口
六	福 田 孝 史	堀		福 田 孝 史	堀
七	崎 上 幸 雄	明高		崎 上 幸 雄	明高
八	小 椋 勝 美	小泉		小 椋 勝 美	小泉
九	川 上 良 英	堀		川 上 良 英	堀
十	小 椋 正 子	三朝町木地山		小 椋 正 子	三朝町木地山
十一	小 椋 濱			小 椋 濱	
十二	小 椋 節 子			小 椋 節 子	
十三	小 椋 幸 雄			小 椋 幸 雄	

三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
田栗芳子	田栗朝市	広田定子	横木幸吉	田栗久米蔵	河中礼市	矢田滂子	西村公雄	西村節夫	遠藤良次	矢田幸雄	河中西春	矢田百合子	安田繁義	田中衛	村西俊成	村西博行	河本益雄	谷口幹三	村上喜代蔵	小椋光治	小椋政美	小椋秀雄	山口宗敦	小椋真一	小椋義春

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

柿谷

穴鴨

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

田栗芳子	田栗朝市	広田定子	横木幸吉	田栗久米蔵	河中礼市	矢田滂子	西村公雄	西村節夫	遠藤良次	矢田幸雄	河中西春	矢田百合子	安田繁義	田中衛	村西俊成	村西博行	河本益雄	谷口幹三	村上喜代蔵	小椋光治	小椋政美	小椋秀雄	山口宗敦	小椋真一	小椋義春
------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-----	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

柿谷

穴鴨

八十六	八十五	八十四	八十三	八十二	八十一	八十	七十九	七十八	七十七	七十六	七十五	七十四	七十三	七十二	七十一	七十	六十九	六十八	六十七	六十六	六十五	六十四	
西尾寿一	西尾恭博	長谷明正	田中良子	藤原幸吉	田中鶴松	坂本憲治	坂尾裕正	坂根喜代実	山根武視	高橋省吾	保木本聡	有岡政雄	倉見徳雄	倉見文男	保木本信治	倉見栄一	藤原忠雄	最上吉雄	藤原菅登	最上源十郎	林郁夫	安藤一富	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	加瀬木	古市	佐治村加茂	用瀬町屋住	南	中	才代	奥野	三山口	岩淵	柿原				三浦					八東町佐崎	船岡町下野	郡家町麻生	
穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	"	"	"	"	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	"	"	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	"	"	"	"	"
西尾寿一	西尾恭博	長谷明正	田中良子	藤原幸吉	田中鶴松	坂本憲治	坂尾裕正	坂根喜代実	山根武視	高橋省吾	保木本聡	有岡政雄	倉見徳雄	倉見文男	保木本信治	倉見栄一	藤原忠雄	最上吉雄	藤原菅登	最上源十郎	林郁夫	安藤一富	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	加瀬木	古市	佐治村加茂	用瀬町屋住	南	中	才代	奥野	三山口	岩淵	柿原				三浦					八東町佐崎	船岡町下野	郡家町麻生	

百一十	百一十	百九	百八	百七	百六	百五	百四	百三	百二	百一	百	九十九	九十八	九十七	九十六	九十五	九十四	九十三	九十二	九十一	九十	八十九	八十八	八十七
青木誠一	青木康禮	岡田仲弘	岡田照一郎	声高彦四郎	尾崎章一	葉狩要範	大藤光美	大藤貞夫	藤原昭	中村次男	坂田匡	山口喜代野	山口千代枝	上原聰	熊谷榮枝	横川和子	山口巖	有田保男	山口正一	有田秀男	山口岸枝	坂本万寿恵	下田収	西尾正一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	尾見			西谷		中原			福原		智頭町駒帰										北村	牛戸	河原町山上	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
青木誠一	青木康禮	岡田仲弘	岡田照一郎	声高彦四郎	尾崎章一	葉狩要範	大藤光美	大藤貞夫	藤原昭	中村次男	坂田匡	山口喜代野	山口千代枝	上原聰	熊谷榮枝	横川和子	山口巖	有田保男	山口正一	有田秀男	山口岸枝	坂本万寿恵	下田収	西尾正一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	尾見			西谷		中原			福原		智頭町駒帰										北村	牛戸	河原町山上	

穂の採取
 幼苗及び幼苗以外の苗木育成

百三十五	百三十四	百三十三	百三十二	百三十一	百三十	百二十九	百二十八	百二十七	百二十六	百二十五	百二十四	百二十三	百二十二	百二十一	百二十	百十九	百十八	百十七	百十六	百十五	百十四	百十三	百十二
綾木浜蔵	武田美声	寺谷政夫	白岩敏之	上河原正美	村上修一	谷口初枝	林田きくの	羽木原千歳	山村たまよ	山村百合子	三ツ星正栄	福田孝子	林田寿男	林田みよ	谷口智栄子	谷口寿子	笹尾辰子	木田雪枝	谷口善四郎	坂本美代子	浮田清正	寺坂邦雄	青木勲
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		芦津	八河谷		大呂															穂見	三吉	真鹿野	
"	"	"	"	"	"	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	"	"	"	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	"	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	穂の採取 幼苗及び幼苗以外の苗木育成	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	"	"	"	"	"	"
綾木浜蔵	武田美声	寺谷政夫	白岩敏之	上河原正美	村上修一	谷口初枝	林田きくの	羽木原千歳	山村たまよ	山村百合子	三ツ星正栄	福田孝子	林田寿男	林田みよ	谷口智栄子	谷口寿子	笹尾辰子	木田雪枝	谷口善四郎	坂本美代子	浮田清正	寺坂邦雄	青木勲
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		芦津	八河谷		大呂															穂見	三吉	真鹿野	

百三十六	武田時雄	鳥取市相生町二丁目	鳥取市相生町二丁目	武田時雄	鳥取市相生町二丁目
百三十七	武田昭雄	〃	〃	武田昭雄	〃
百三十八	武田弘治	〃	〃	武田弘治	〃
百三十九	寺谷嘉藏	〃	〃	寺谷嘉藏	〃
百四十	中瀬正	〃	〃	中瀬正	〃
百四十一	武田勝美	〃	〃	武田勝美	〃
百四十二	鳥取市森林組合	鳥取市相生町二丁目	鳥取市森林組合苗畑	鳥取市森林組合	鳥取市相生町二丁目
百四十三	岩美町	岩美郡岩美町浦富	岩美郡岩美町浦富	岩美町	岩美郡岩美町浦富
百四十四	国府町	国府町中河原	国府町中河原	国府町	国府町中河原
百四十五	鹿野町	気高郡鹿野町鷲峯	気高郡鹿野町鷲峯	鹿野町	気高郡鹿野町鷲峯
百四十六	青谷町	青谷町青谷	青谷町青谷	青谷町	青谷町青谷
百四十七	那家町	八頭郡那家町那家	八頭郡那家町那家	那家町	八頭郡那家町那家
百四十八	河原町	河原町河原	河原町河原	河原町	河原町河原
百四十九	船岡町	船岡町塩上	船岡町塩上	船岡町	船岡町塩上
百五十	八束町	八束町才代	八束町才代	八束町	八束町才代
百五十一	若桜町	若桜町若桜	若桜町若桜	若桜町	若桜町若桜
百五十二	池田	岩屋堂	岩屋堂	池田	岩屋堂
百五十三	山郷	智頭町中原	智頭町中原	山郷	智頭町中原
百五十四	那岐	野原	野原	那岐	野原
百五十五	智頭町	智頭	智頭	智頭町	智頭
百五十六	用瀬町	用瀬町用瀬	用瀬町用瀬	用瀬町	用瀬町用瀬
百五十七	佐治村	佐治村加瀬木	佐治村加瀬木	佐治村	佐治村加瀬木
百五十八	倉吉市	倉吉市越殿町	倉吉市越殿町	倉吉市	倉吉市越殿町

百五十九	三朝町	東伯郡三朝町本泉	三朝町	東伯郡三朝町本泉
百六十	関金町	関金町堀	関金町	関金町堀
百六十一	東伯町	東伯町徳方	東伯町	東伯町徳方
百六十二	赤碕町	赤碕町高岡	赤碕町	赤碕町高岡
百六十三	中山町	西伯郡中山町下甲	中山町	西伯郡中山町下甲
百六十四	大山	大山町佐摩	大山町	大山町佐摩
百六十五	西伯	西伯町法勝寺	西伯町	西伯町法勝寺
百六十六	溝口町	日野郡溝口町溝口	溝口町	日野郡溝口町溝口
百六十七	江府町	江府町江尾	江府町	江府町江尾
百六十八	日野町	日野町根雨	日野町	日野町根雨
百六十九	日南町	日南町生山	日南町	日南町生山
百七十	中国造林株式会社	米子市上福原	中国造林株式会社	米子市上福原
百七十一	株式会社入沢林業	日野郡日南町宮内	株式会社入沢林業	日野郡日南町宮内
百七十二	村岡時夫	東伯郡大栄町上種	村岡時夫	東伯郡大栄町上種

穂の採取
幼苗及び幼苗以外の苗木育成

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】